

一般社団法人 岐阜県知的障害者支援協会

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人岐阜県知的障害者支援協会と称する。

(目的)

第 2 条 この法人は、岐阜県下の知的障害児者の福祉の増進と知的障害児者福祉に関する施設、事業所、団体等の充実、発展並びに当該施設等職員の資質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 知的障害児者福祉に関する調査研究事業
- (2) 知的障害児者福祉に関する施設等の経営、運営に関する調査研究事業
- (3) 知的障害児者福祉に関する施設等職員の研究・研修による育成事業
- (4) 知的障害児者福祉社会啓発広報事業
- (5) 知的障害児者福祉に関する関係機関・団体との連携及び連絡調整事業
- (6) 会員相互間の情報交換・親睦及び顕彰事業
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 4 条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号に置く。

(広告の方法)

第 5 条 この法人の広告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(会員及び社員)

第6条 この法人の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した知的障害児者福祉に関する施設、事業所、団体の施設長等、当該施設を代表する職員
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 この法人の会員になる為には、理事会が別に定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員は社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費の支払いを滞納したとき
- (2) 退会したとき
- (3) 会員が死亡又は解散したとき
- (4) 総社員が同意したとき
- (5) 会員が除名されたとき

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に規定する社員総会の特別決議によって除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても既納の会費及びその他の拠出金はこれを返還しない。

(会員名簿)

第 12 条 この法人は、正会員の氏名、住所及び所属先施設、事業所、団体等の名称、所在地を記載した正会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 この法人は、賛助会員の氏名又は名称及び住所、並びに当該会員が福祉施設等に所属する場合には、その所属先施設、事業所、団体等の名称及び所在地を記載した賛助会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

3 正会員及び賛助会員は、会員が所属する施設、事業所、団体等の所在地を連絡先として届け出ることができる。

4 この法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は届けられた連絡先あてに行うものとする。

第 3 章 社員総会

(社員総会の権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして、一般法人法又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 14 条 この法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 2 カ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により副会長がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、開催日より 2 週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 正会員は、この法人の他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名押印して 10 年間この法人の事務所に備え置くものとする。

第 4 章 理事、監事及び代表理事

(理事会及び監事)

第 19 条 この法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上20名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。

(選定の方法)

- 第21条 この法人の理事及び監事の選任は、社員総会において正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(会長、副会長の職務及び権限)

- 第22条 会長はこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権限義務を有する。

(解任)

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(権限等)

第27条 理事会は、すべての理事で構成する。

2 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定および解職

(招集)

第28条 理事会は、会長がこれを招集し、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従い副会長がこれに代わるものとする
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意あるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案に異議を述べた場合を除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第32条 会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故又は支障があるときはあらかじめ理事会で定めた順序による副会長）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 基金

(基金の募集、基金の拠出者の権利及び基金の返還の手続)

第34条 この法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 基金の拠出者は、この法人が解散するまでその返還を請求することができない。
- 3 基金の返還の手続については、一般法人法 第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及びその他の必要な事項を、清算人において別に定めるものとする。

(基金の募集等の手続)

第35条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て、会長が別に定める「基金取扱規則」によるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受け、第1号の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(計算書類等の備え置き)

第39条 この法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行わないものとする。

第8章 解散及び清算

(解散の事由)

第41条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併(合併によりこの法人が消滅する場合)
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5

条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 43 条 この事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから 理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 45 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 46 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別な利益の禁止)

第48条 この法人は、この法人に財産を贈与若しくは遺贈する者、この法人の役員若しくは社員またはこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員)

第50条 この法人の設立時役員は次の通りとする。

設立時理事	小坂 孫次
同	大西 鈴彦
同	田口 道治
同	平下 博文
同	清水 勝美
同	田中 一枝
同	井上 久朗
同	今津 尚人
同	沖野 隆一
同	鹿野 雄二
同	蔵澄 壽磨子
同	伊藤 和民
同	三井 隆司
設立時監事	井上 輝子
同	落合 榮子

設立時代表理事（会長）	小坂 孫次
設立時副会長	大西 鈴彦
設立時副会長	田口 道治
設立時副会長	平下 博文

（設立時社員の氏名、住所）

第51条 この法人の設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

1	小坂 孫次	恵那市大井町 2116 番地
2	大西 鈴彦	美濃市大矢田 1096 番地 3
3	田口 道治	不破郡垂井町栗原 1470 番地の 8
4	平下 博文	関市武芸川町谷口 1242 番地 1
5	清水 勝美	各務原市蘇原伊吹町 1 丁目 33 番地
6	田中 一枝	高山市旭ヶ丘町 26 番地
7	井上 久朗	関市武芸川町谷口 2053 番地
8	今津 尚人	関市関ノ上 3 丁目 13 番 12 号
9	沖野 隆一	高山市新宮町 3726 番地 19
10	鹿野 雄二	大垣市静里町 1245 番地 8
11	蔵澄 壽摩子	関市向山町 1 丁目 1 番 5 号
12	伊藤 和民	岐阜市岩田西 1 丁目 578 番地 1

（法令の準拠）

第52条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

（施行）

この規程は、平成26年 3月28日から施行する。
平成28年 5月 9日改正施行する。